

緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している場合において

児童生徒等の感染が判明した場合

① 感染者確認（保護者から陽性判明の連絡）。

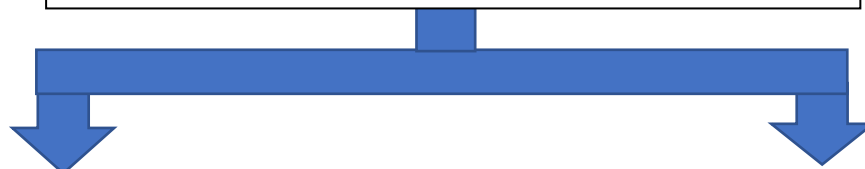


②学校は、児童生徒の感染可能期間における行動履歴を聞き取るとともに濃厚接触者等の候補者リストを作成。同時に校内の消毒作業を実施。



③学校は学校医と相談するとともに、木津川市教育委員会と協議の上、候補者リストをもとに濃厚接触者等候補者の有無を決定。

※①～③の業務を陽性判明の当日及び翌日に行うが、この間は一時的に学級閉鎖等とする。
(陽性判明の当日に濃厚接触者等候補者【無】の決定ができれば学級閉鎖等をしないこともある)



濃厚接触者等候補者【有】の場合

濃厚接触者等候補者【無】の場合

④学校が濃厚接触者等候補者を保健所に報告。PCR検査受検、14日間の自宅待機等、今後の対応を確認。

④学校教育活動再開（①～③に要した期間の翌日から教育活動再開。）



⑤学級閉鎖等（①～④に要した期間を含め5日程度の学級閉鎖等を実施。その後は状況に応じて判断。）